

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号） 新旧対照表

改正案				現行			
別紙3 無線従事者関係審査基準 別表4-(2)(4の(11)関係) 2 試験科目(法規)の内容				別紙3 無線従事者関係審査基準 別表4-(2)(4の(11)関係) 2 試験科目(法規)の内容			
出題項目及び内容等の分類			認定講習の該当資格				
試験内容	試験内容の要旨	出題内容及び方法(注1)	第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
電波法及びこれに基づく命令(船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	業務書類	時計、無線業務日誌、免許状、その他備付けを要する書類		○	○	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
出題項目及び内容等の分類			認定講習の該当資格				
試験内容	試験内容の要旨	出題内容及び方法(注1)	第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
電波法及びこれに基づく命令(船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	業務書類	時計、無線業務日誌、免許状及び証票、その他備付けを要する書類		○	○	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

係規定を含む。)							係規定を含む。)						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。